

著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準（2021年1月）

目次

1. 概要	3
1-1. 対象範囲	3
1-2. 著作に対する典拠形アクセス・ポイントの根拠	3
1-3. 著作に対する典拠形アクセス・ポイントの訂正の基準	3
1-4. 凡例	4
2. 著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択基準	4
2-1. 対象	4
2-2. 典拠形アクセス・ポイントとする著作	4
2-2-1. 全体・部分の関連を持つ著作	4
2-2-2. 著作の集合とその構成要素である著作	5
2-2-3. 典拠形アクセス・ポイントの選択対象となる著作が複数ある場合	6
2-3. 同一の著作とみなすものの範囲	6
2-3-1. 同一の著作とみなすもの	6
2-3-2. 同一の著作とみなさないもの	6
2-4. 典拠形アクセス・ポイント（件名）とする著作	7
3. 著作に対する典拠形アクセス・ポイントの形式基準	7
3-1. 言語・文字種	7
3-2. 典拠形アクセス・ポイントの構築	7
3-3. 優先タイトルとその読み	8
3-3-1. 優先タイトル	8
3-3-2. 優先タイトルの読み	8
3-4. 同一タイトルの異なる著作	9
3-4-1. 優先タイトルおよび創作者を典拠形アクセス・ポイントの基礎とする場合	9
3-4-2. 優先タイトルのみを典拠形アクセス・ポイントの基礎とする場合	9
3-4-3. 同一タイトルの異なる著作かどうかの判断において同字とみなす文字 ..	9
3-5. 識別要素の付加	9
3-5-1. 著作の形式	10
3-5-2. 著作の日付	10
3-5-3. その他の識別要素	10

3-6. 日本語以外のタイトル	10
3-6-1. 中国語	10
3-6-2. 韓国・朝鮮語	10
3-6-3. 日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語	11
4. 異形タイトル	11
4-1. 言語が異なるタイトル	11
4-2. 同一言語の異なるタイトル	12
4-3. 詳細度が異なるタイトル	12
4-4. 文字種が異なるタイトル	12
4-5. 綴り、翻字、漢字の字体が異なるタイトル	12
4-6. 読みが異なるタイトル	12
4-7. 著作の全体のタイトルを部分のタイトルに冠したタイトル	12
4-8. 著作の部分のタイトル	13
5. 関連	13
5-1. 創作者との関連	13
5-2. 著作間の関連	13
6. 優先タイトルおよび創作者以外の識別要素	13
6-1. 著作の形式	13
6-2. 著作の日付	13
6-3. その他の識別要素	13
7. 説明・管理要素	14
7-1. 著作の識別子	14
7-2. 出典	14
7-3. データ作成者の注記	14
更新履歴	15

1. 概要

1-1. 対象範囲

この基準は、『日本目録規則 2018年版』（以下「NCR2018」）の「第4章 著作」および「第22章 著作」に基づき、国立国会図書館（以下「当館」）における著作に対する典拠形アクセス・ポイントについて規定する。

NCR2018 適用対象資料のうち、典拠形アクセス・ポイント付与の対象となる資料は、当面、次に示すものである。ただし、必要に応じて、『日本目録規則 1987年版改訂3版』以前の目録規則を適用した資料も遡って付与対象とすることがある。

国内で刊行された図書（ただし、アジア言語資料を除く）

外国で刊行された和図書

（参照：この基準でいう図書の範囲については、「国立国会図書館『日本目録規則 2018年版』第2部 セクション2 著作、表現形、体现形、個別資料」適用細則（図書）（2021年1月）」を見よ。）

なお、この基準の適用対象となる著作は、2021年1月以降に新規に典拠データを作成する著作、または2021年1月以降に典拠形アクセス・ポイントの訂正を行う著作とする。

典拠形アクセス・ポイント（統一タイトル件名）としてのみ扱う著作については、「国立国会図書館作業指針」の「統一タイトル件名新設・付与基準」に従う。

1-2. 著作に対する典拠形アクセス・ポイントの根拠

著作に対する典拠形アクセス・ポイントの情報源は、次から採用する。

(1) 参考図書類

公刊された事典等の参考図書

(2) 公的機関が作成するデータベース等（インターネット情報も含む）

官公庁、他の国立図書館等が作成し提供する信頼性の高いデータベース

(3) 当館所蔵資料

書誌作成対象資料および（または）書誌作成済みの資料

（参照：著作に責任を有する創作者（以下「創作者」）に対する典拠形アクセス・ポイントの根拠については、「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準（2021年1月）」、「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準（2021年1月）」を見よ。）

1-3. 著作に対する典拠形アクセス・ポイントの訂正の基準

典拠形アクセス・ポイントの訂正は、単純な誤りのほか、次の場合に行う。

(1) 優先して採用すべき文字種が判明した場合

(2) 正式な読みが判明した場合

(3) 現在記録している識別要素よりも適切な識別要素が判明した場合

(4) 創作者に対する典拠形アクセス・ポイントが訂正された場合

1-4. 凡例

例示に使用する記号の意味は、次のとおりである。

・ A ⇒ B

A が体现形のタイトルであり、B が優先タイトルであることを表す。

・ A ← B

A が優先タイトルであり、B が異形タイトルであることを表す。

・ [] は、例示における説明・解説を表す。

・ 「△」は、区切り記号として用いる半角スペースおよび読みにおける分かち書きの半角スペースを表す。

2. 著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択基準

2-1. 対象

体现形（書誌作成対象資料）に具体化された著作を記録の対象とする。典拠形アクセス・ポイント（件名）の記録の対象は、2-4. を見よ。

2-2. 典拠形アクセス・ポイントとする著作

体现形に具体化された著作のうち、次のものを典拠形アクセス・ポイントに選択する。ただし、法令等、音楽作品、聖典を除く。

(1) 復刻・翻刻または翻訳（現代語訳・口語訳を含む）された古典作品の原著作

※古典作品とは、原語が日本語の場合は、慶応4年以前、中国語の場合は、宣統3年以前（韓国・朝鮮語の場合もこれに準ずる）、それら以外の言語の場合は、1830年以前に成立したものとする。ただし、外国の作品の復刻・翻刻および外国の作品が日本語以外の言語にのみ翻訳されている場合を除く。

【例】竹取物語 ⇒ 竹取物語

(2) 日本語訳のタイトルが複数存在する近現代の作品の原著作

【例】トム・ソーヤーの冒険 ⇒ The adventures of Tom Sawyer

← トム・ソーヤーの冒険

← トム・ソーヤの冒険

2-2-1. 全体・部分の関連を持つ著作

(1) 古典作品の場合

体现形が、全体・部分の関連を持つ著作を具体化している場合は、著作の全体を選択する。著作の部分具体化している場合であっても、著作の部分ではなく、著作の全体を選択する。

【例】源氏物語. 桐壺 ⇒ 源氏物語

(2) 近現代の作品の場合

体現形が、全体・部分の関連を持つ著作を具体化している場合は、著作の単一の部分が一般によく知られている固有のタイトルを持つか否かで、著作の単一の部分を選択するか、著作の全体を選択するかを判断する。

(2) - 1. 著作の単一の部分が固有のタイトルを持つ場合

著作の単一の部分が一般によく知られている固有のタイトルを持つ場合は、著作の単一の部分を選択する。

【例】ナルニア国物語. 4 (銀の椅子) ⇒ The silver chair
← 銀のいす
← 銀の椅子

(2) - 2. 著作の単一の部分が固有のタイトルを持たない場合

著作の単一の部分が一般によく知られている固有のタイトルを持たない場合は、著作の全体を選択する。著作の全体のタイトルに、第一部などの順序表示を付加したタイトルは、固有のタイトルとはみなさない。

【例】フィネガンズ・ウェイク. 1 ⇒ Finnegans wake
〔「Finnegans wake. Book 1」とはしない〕

2-2-2. 著作の集合とその構成要素である著作

体現形が、著作の集合（またはその一部）を具体化している場合は、著作の集合の構成要素である著作が一般によく知られている固有のタイトルを持つか否かで、著作の集合の構成要素である著作を選択するか、著作の集合を選択するかを判断する。

(1) 著作の集合の構成要素である著作が固有のタイトルを持つ場合

著作の集合の構成要素である著作が一般によく知られている固有のタイトルを持つ場合は、著作の集合の構成要素である著作を選択する。

【例】世界文学全集. 第7巻 (アイヴァンホー) ⇒ アイバンホー
〔「世界文学全集」とはしない〕

(2) 著作の集合の構成要素である著作が固有のタイトルを持たない場合

著作の集合の構成要素である著作が一般によく知られている固有のタイトルを持たない場合は、原則として、著作の集合を選択する。

【例】ドゥイノの悲歌 ⇒ Duineser Elegien
← ドゥイノーの悲歌

← ドゥイノの悲歌

古典作品については、一般によく知られている固有のタイトルを持つ場合に限り、著作の集合を選択する。

【例】今昔物語集 ⇒ 今昔物語集

2-2-3. 典拠形アクセス・ポイントの選択対象となる著作が複数ある場合

一つの表現形に対し、選択対象となる著作（著作の部分、著作の集合またはその構成要素である著作を含む）が複数ある場合には、それぞれを選択することがある。

【例】[一つの表現形に対し、選択対象となる著作が複数ある場合]

保元物語・平治物語 ⇒ 保元物語
⇒ 平治物語

一つの表現形に具体化された、複数の著作の部分または著作の集合の構成要素である著作について、一般によく知られている固有のタイトルを持つものと持たないものの両方がある場合は、よく知られている固有のタイトルを持つもののみを選択する。

【例】[著作の集合の構成要素である著作について、一般によく知られている固有のタイトルを持つものと持たないものの両方がある場合]

世界文学全集. 67 (マルテの手記, 詩ほか)
⇒ Die Aufzeichnungen des Malte Laurids Brigge
[「詩ほか」に該当する著作は選択しない]

2-3. 同一の著作とみなすものの範囲

2-3-1. 同一の著作とみなすもの

元の著作から、当初意図されていた目的や、全体的な意味、形式を変更せずに改変されたと判断できるものは、表現形の異なる同一の著作とみなす。

同一の著作の異なる表現形には、次の(1)～(4)がある。

- (1) 改訂
- (2) 増補あるいは部編の追加等、著作の内容を損なわない変更
- (3) 翻訳（古典作品の現代語訳・口語訳を含む）
- (4) 縮約

判断に迷う場合は、元の著作と同一の著作とはみなさず、異なる著作として扱う。

2-3-2. 同一の著作とみなさないもの

元の著作から、当初意図されていた目的や、全体的な意味、形式を変更して改変されたと判断できるものは、元の著作と同一の著作とはみなさず、元の著作から派生した異なる著作として扱う。

派生した著作には、次の(1)～(4)のようなものがある。

- (1) 翻案、ある文学・芸術形式から他の形式への改作（例：脚本化）
- (2) パロディ化
- (3) 抄録、ダイジェスト、要約
- (4) 自由訳

2-4. 典拠形アクセス・ポイント（件名）とする著作

特定の著作に関する研究書等の資料において、研究対象となっている主要な著作を典拠形アクセス・ポイント（統一タイトル件名）とする。その採用はおおむね三つまでとし、対象となる著作が多数の場合は、より包括的な典拠形アクセス・ポイント（件名）を記録する。（参照：「国立国会図書館件名作業指針」の「統一タイトル件名新設・付与基準」を見よ。）

3. 著作に対する典拠形アクセス・ポイントの形式基準

3-1. 言語・文字種

優先タイトルの一部または全体で用いられている言語・文字種について、次の(1)～(8)の規定を適用する。優先タイトルの全体が特定の一言語・文字種で表されている場合は、3-6をも見よ。

使用する文字コードは、Unicode/UTF-8である。そのうち実際に使用するの、「文字の取扱い基準（2021年1月）」に規定する範囲内の文字とする。

- (1) 漢字は、原則として所定の情報源に使用されている字体で記録する。楷書以外の書体は楷書体に改める。
- (2) 仮名はそのまま記録する。変体仮名は平仮名に改める。
- (3) ラテン文字はそのまま記録するが、大文字の使用法は「国立国会図書館『日本目録規則 2018年版』「付録 A.2、A.3」適用細則（2021年1月）」に従う。
- (4) キリル文字・ギリシャ文字は、ラテン文字に翻字する。なお、翻字法は「読みの基準（2021年1月）」の「別紙2. 片仮名読み形記録要領」による。
- (5) 中国簡化文字は、日本で使用される漢字に置き換える。中国簡化文字の置き換えは、「中国簡化文字表」（『大漢和辞典』（大修館書店））、『中日辞典』（小学館）による。
- (6) ハングルは、3-6-2を見よ。
- (7) 記号は、単なる区切りの記号と判断した場合は、記号を省いた形で記録するか、または「文字の取扱い基準（2021年1月）」に従い置き換える。
数字は、そのまま記録する。
- (8) 再現不能の文字は、「文字の取扱い基準（2021年1月）」に従い記録する。

3-2. 典拠形アクセス・ポイントの構築

著作に対する典拠形アクセス・ポイントは、優先タイトル（およびその読み）と創作者に対する典拠形アクセス・ポイントを組み合わせる形を基礎として構築する。ただし、創作者

が不明ないし特定できない場合は、優先タイトル（およびその読み）のみの形とする。

（参照：創作者に対する典拠形アクセス・ポイントの構築については、「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準（2021年1月）」、「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準（2021年1月）」を見よ。）

3-3. 優先タイトルとその読み

3-3-1. 優先タイトル

近現代の作品については、優先タイトルは、参考図書類によって最もよく知られている原語のタイトル、公的機関が作成するデータベース等または書誌作成対象資料に表示されている原語のタイトルを採用する。ただし、原語のタイトルが容易に判明しない場合は、日本語のタイトルを採用する。

【例】星の王子さま ⇒ *Le petit prince*
← 星の王子さま
← ちいさな王子

原語のタイトルの表示形が、漢字（繁体字または中国簡化文字を含む）、仮名、ラテン文字、キリル文字、ギリシャ文字以外の場合は、日本語のタイトルを採用する。

古典作品については、現代の参考図書類等において識別される日本語のタイトルを採用する。ただし、参考図書類等において識別されるタイトルが日本語以外の場合や、日本語タイトルが判明しない場合は、原語のタイトルを採用する。

【例】つれづれぐさ ⇒ 徒然草

【例】法の哲学 ⇒ 法の哲学

← *Grundlinien der Philosophie des Rechts*

3-3-2. 優先タイトルの読み

日本語の優先タイトルの読みは、参考図書類によって最も知られている読み、公的機関が作成するデータベース等の読み、書誌作成対象資料に表示されている読み、一般的な読みの順に採用する。

優先タイトルが日本語の場合は、必ずその読みを記録する。

読みは、片仮名、ラテン文字、アラビア数字、記号等で記録し、当館で定める「「読みの基準（2021年1月）」の「別紙4. 分かち書き基準」」に従い分かち書きを行う。

片仮名、ラテン文字、アラビア数字および記号の読みは、そのまま記録する。ラテン文字、アラビア数字および記号のみで表示される優先タイトルは、読みを記録しないことがある。

日本語以外の言語の優先タイトルの読みは、3-6を見よ。

3-4. 同一タイトルの異なる著作

3-4-1. 優先タイトルおよび創作者を典拠形アクセス・ポイントの基礎とする場合

タイトル（およびその読み）ならびに創作者が同一であるが、知的・芸術的内容が異なる著作は、同一タイトル、同一創作者の異なる著作とする。それぞれを識別するためタイトルおよび創作者以外の識別要素を付加する。（3-5. 識別要素の付加 参照）

3-4-2. 優先タイトルのみを典拠形アクセス・ポイントの基礎とする場合

タイトル（およびその読み）が同一であるが、知的・芸術的内容が異なる著作は、同一タイトルの異なる著作とする。それぞれを判別するためタイトル以外の識別要素を付加する。（3-5. 識別要素の付加 参照）

3-4-3. 同一タイトルの異なる著作かどうかの判断において同字とみなす文字

次の（1）～（5）は、別字として記録するが、同一タイトルの異なる著作かどうかの判断の際には、同字とみなす。

（1）新字体・旧字体の関係にある文字

【例】栄—榮 辺—邊 岳—嶽

（2）JIS C 6226-1978 (JIS78) と JIS X 0208-1983 (JIS83) で第1水準と第2水準が入れ替わり、コード番号も入れ替わった文字（22組ある）

【例】鯨—鯨 鶯—鶯 檜—檜

（3）異体字のうち、1997年以前に当館において字体を統一していた文字（異体字は原則として別字扱い）

【例】館—館 辺—邊 淵—淵

（4）同一タイトルでも表示が統一されないことがある文字

【例】己—巳—巳 島—嶋—寫 齋—齊 高—高

（5）旧字体と字形が酷似しているために混同する可能性のある文字

【例】写—寫（写の旧字は寫） 織—織（織の旧字は織）

（1）～（5）に該当しない異体字は、原則として同名タイトルの判断には別字として扱う。

3-5. 識別要素の付加

3-2に基づいて構築した典拠形アクセス・ポイントが、他の著作に対する典拠形アクセス・ポイントと同一の場合は、優先タイトル（およびその読み）に、優先タイトルおよび創作者以外の識別要素を付加する。

3-2に基づいて構築した典拠形アクセス・ポイントが、他の著作に対する典拠形アクセス・ポイントと類似している場合にも、優先タイトル（およびその読み）に優先タイトルおよび創作者以外の識別要素を付加することがある。

記録する識別要素には、次のものがある。

3-5-1. 著作の形式

著作の形式は、その著作の該当する種類やジャンルである。著作の形式は、日本語で適切な語句を定めて記録する。

【例】〔オペラ「ドン・ジョヴァンニ」のテキストから成る著作の場合〕

歌劇「ドン・ジョヴァンニ」 ⇒ ドン・ジョバンニ (リブレット)

3-5-2. 著作の日付

著作の日付は、著作が成立した日付（年代を含む）または情報源から容易にかつ確実に確認できる、その体现形について知られている最も早い日付を記録する。

著作の日付は、西暦年をアラビア数字で記録する。西暦年が判明しない場合は、成立した年代を記録する。

3-5-3. その他の識別要素

必要に応じて、著作の形式、著作の日付以外の識別要素を記録する。

3-6. 日本語以外のタイトル

3-3-1に従って日本語以外のタイトルを選択した場合は、以下の3-6-1～3-6-3に従う。

3-6-1. 中国語

中国語の優先タイトルは、表示形を記録する。

表示形は、原則として参考図書類または書誌作成対象資料に表示された字体で記録する。ただし、中国簡化文字は、日本で使用される漢字に置き換える。

必要に応じて、読みを記録することがある。

3-6-2. 韓国・朝鮮語

韓国・朝鮮語の優先タイトルは、表示形を記録する。

表示形における漢字は、原則として参考図書類または書誌作成対象資料に表示された字体で記録する。

ハングルが含まれる場合は、その部分はハングルで記録する。ただし、タイトルの全体に相当する日本語のタイトルが参考図書類または書誌作成対象資料から容易に得られる場合は、その日本語のタイトルを記録する。

ハングルは、適切な単位に分ち書きして記録する。ハングルの読みは記録しない。

3-6-3. 日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語

日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語の優先タイトルは、ラテン文字で記録する。
読みは記録しない。

キリル文字、ギリシャ文字は、ラテン文字に翻字して記録する。

【例】 Ο Χριστός ξανασταυρώνεται ⇒ Ο Christós xanastavrónetai

← キリストは再び十字架にかけられる

キリル文字、ギリシャ文字のタイトルは、異形タイトルとして記録する。

【例】 Ο Christós xanastavrónetai ← Ο Χριστός ξανασταυρώνεται

4. 異形タイトル

著作を典拠形アクセス・ポイント以外の形から発見する手がかりとして、必要に応じて異形タイトルを記録する。

異形タイトルは、参考図書類、公的機関が作成するデータベース等や書誌作成対象資料に表示されているタイトルなどのうち、優先タイトルとして選択しなかったタイトルである。必要に応じて、異形タイトルの読みをも記録する。

異形タイトルには、4-1～4-8で挙げるものがある。

4-1. 言語が異なるタイトル

【例】 オデュッセイア ← Odysseia

← The Odyssey

【例】 [近現代の作品で日本語訳のタイトルが複数存在する場合]

Deux ans de vacances ← 二年間の休暇

読み：ニネンカン△ノ△キュウカ

← 十五少年漂流記

読み：ジュウゴ△ショウネン△ヒョウリュウキ

← 二年間のバカンス

読み：ニネンカン△ノ△バカンス

【例】 À la recherche du temps perdu ← 失われた時を求めて

読み：ウシナワレタ△トキ△オ

△モトメテ

← 失ひし時を求めて

読み：ウシナイシ△トキ△オ△モトメテ

【例】 The lion, the witch and the wardrobe

← ライオンと魔女

読み：ライオン△ト△マジョ

← ライオンと魔女と洋服だんす

読み：ライオン△ト△マジョ△ト△ヨウフク△ダンス

4-2. 同一言語の異なるタイトル

【例】義経記 ← 牛若物語
読み：ギケイキ 読み：ウシワカ△モノガタリ
← 義経物語
読み：ギケイ△モノガタリ

【例】日本霊異記 ← 本朝霊異記
読み：ニホン△リョウイキ 読み：ホンチョウ△リョウイキ

4-3. 詳細度が異なるタイトル

【例】日本霊異記 ← 日本国現報善悪霊異記
読み：ニホン△リョウイキ 読み：ニホンコク△ゲンポウ△ゼンアク
△リョウイキ
← 霊異記
読み：リョウイキ

4-4. 文字種が異なるタイトル

【例】徒然草 ← つれづれ草
読み：ツレズレグサ

4-5. 綴り、翻字、漢字の字体が異なるタイトル

【例】栄華物語 ← 栄花物語
読み：エイガ△モノガタリ

【例】Pervaia liubov' ← Первая любовь

4-6. 読みが異なるタイトル

【例】山海経 ← 山海經
読み：センガイキョウ 読み：サンカイキョウ

4-7. 著作の全体のタイトルを部分のタイトルに冠したタイトル

優先タイトルに著作の部分のタイトルを選択した場合は、著作の全体のタイトルを部分のタイトルとともに異形タイトルとして記録する。全体のタイトルと部分のタイトルの間は、ピリオド、スペース「.△」で区切る。

【例】The lion, the witch and the wardrobe
← The Chronicles of Narnia.△The lion, the witch and the

wardrobe

← ナルニア国物語.△ライオンと魔女

読み：ナルニアコク△モノガタリ.△ライオン△ト△マジョ

4-8. 著作の部分のタイトル

優先タイトルに著作の全体のタイトルを選択した場合は、必要に応じて著作の部分のタイトルを異形タイトルとして記録する。

【例】源氏物語

← 帚木

読み：ゲンジ△モノガタリ

読み：ハハキギ

5. 関連

5-1. 創作者との関連

著作とその創作者との関連は、別途規定する。

(参照：「国立国会図書館『日本目録規則 2018年版』「第3部 関連」適用細則(2021年1月)」を見よ。)

5-2. 著作間の関連

著作と他の著作との関連は、別途規定する。

(参照：「国立国会図書館『日本目録規則 2018年版』「第3部 関連」適用細則(2021年1月)」を見よ。)

6. 優先タイトルおよび創作者以外の識別要素

以下の情報が、1-2の情報源から判明した場合は、優先タイトルおよび創作者以外の識別要素として記録する。

必要に応じて優先タイトル(およびその読み)に付加する識別要素としても記録する。(3-4. 同一タイトルの異なる著作、3-5. 識別要素の付加 参照)

6-1. 著作の形式

3-5-1に従って記録する。

6-2. 著作の日付

3-5-2に従って記録する。

6-3. その他の識別要素

3-5-3に従って記録する。

7. 説明・管理要素

7-1. 著作の識別子

著作の典拠データに対して当館が付与した、典拠レコード管理番号を記録する。
他機関が付与した識別子が判明した場合は、必要に応じて記録する。

7-2. 出典

著作の優先タイトル、異形タイトル等の情報源について、簡潔に記録する。

7-3. データ作成者の注記

必要に応じて注記を記録する。

更新履歴

更新日	更新内容
2021年1月	初版掲載
2021年9月	<p>2-1. 著作が複数ある場合の説明を2-2-3へ移動。「典拠形アクセス・ポイント（件名）の記録の対象は、2-4. を見よ。」を追加。著作の部分の説明を2-2-1へ移動。</p> <p>2-2. 旧2-3を2-2へ変更。例示追加。</p> <p>2-2-1. 全体・部分の関連を持つ著作を追加。</p> <p>2-2-2. 著作の集合とその構成要素である著作を追加。</p> <p>2-2-3. 典拠形アクセス・ポイントの選択対象となる著作が複数ある場合を追加。</p> <p>2-3. 旧2-2を2-3へ変更。</p> <p>2-4. 旧2-4は2-1 著作の集合についての説明に吸収し、削除。旧2-5を2-4へ変更。</p> <p>3-3-1. 例示追加。</p> <p>3-3-3. 3-3-1に事例を吸収し、削除。</p> <p>3-5-1. 著作の形式を追加。旧3-5-1、旧3-5-2をそれぞれ3-5-2、3-5-3へ変更。</p> <p>6-1. 著作の形式を追加。旧6-1、旧6-2をそれぞれ6-2、6-3へ変更。</p>